

広島県告示第五百十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和四年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道本郷大和線	三原市本郷町善入寺字正廣一〇〇九五番二六地先から 三原市大和町大草字和田三〇五二番一地先まで
県道福山鞆線	福山市光南町二丁目五一番一地先から 福山市沖野上町五丁目六九一番地先まで

二 指定する期日

令和四年七月一日